

【判例研究】

預貯金債権の共同相続について

—最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の検討を通じて（4・完）—

足 立 清 人

判例研究

預貯金債権の共同相続について —最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の検討を通じて(4・完)—

足立清人
Kiyoto ADACHI

目次

1. はじめに
 2. 最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の事実関係と判旨
 3. 遺産共有・遺産の管理・遺産分割—前提の確認(以上, 北星論集57巻2号117頁以下)
 4. 判例・裁判例
 - (1) 判例と裁判例(一部, 北星論集58巻2号95頁以下)
 - (2) 判例と裁判例の整理(以上, 北星論集59巻1号105頁以下)
 5. 学説(以下, 本号)
 6. 本決定の検討
 7. まとめ
- 【補論 相続法改正について】

5. 学説

本決定が出されるまで, 預貯金債権の共同相続について, 学説はどのように考えていたのかを確認する³⁶⁾。

当該問題について, 学説は, 当初, 共有説と合有説の枠組みに従って理解してきた。

共有説をとる柚木馨は, 「分割債権関係を原則とするわが民法の体系において, 明文の規定なくして—いな『共有』という明文の規定に反して—不可分債権を主張すべき実定法上の根拠に乏しい」だけでなく, 「一旦分割された債権も法の規定によって特に共有分割の対象にくみいられる, と解することフランス破産院の態度と同じくすれば, 906条や912条との矛盾もさけられ」るし, 「また相続分を覚知し得ないことを債権者を覚知しえ

ない場合に準じて弁済供託(民494条)を許すならば, 超過弁済の危険も解消する」ことから, 債権の帰属についても共有説を貫き, 預貯金債権のような「可分給付を目的とする債権…は法律上当然に分割され(民427条), 各共同相続人はその相続分の割合に応じて債権者となる」とした³⁷⁾。柚木は, 債権の帰属についても, 共有説(分割承継説)を一貫して主張した。

もっとも, 共有説をとる学者の間でも, (可分)債権の帰属の仕方については見解が分かれていた。

たとえば, 青山道夫は, 分割承継説をとると, 「債権者たる共同相続人の立場はよいとして, 債務者は相続人の一人にその相続分を超えて弁済したことをもって他の共同相続人に対抗しえないことになり, 債務者はきわめ

て不利益」となる。また、「遺産の分割についての民法の趣旨からいって(900・912〔条〕参照)、分割までは、債権は、共同相続人の共同不可分債権と解することが正しい」とする³⁸⁾。

また、有地亭は、「相続された可分債権は債務者などの対外関係では各共同相続人に分割承継されるが、他方、共同相続人間の対内関係では、遺産分割の際にその相続債権を分割の対象にし、総合的、合目的見地から共同相続人間で分配し直し、他の遺産とにらみ合わせて、各共同相続人の取得部分を定める」とする。すなわち、有地は、各共同相続人に分割承継された金銭債権は、遺産から逸出、離脱するのではなく、遺産分割の対象になると主張する。その理由は、まず、「金銭債権・債務を含む遺産を構成する個々の財産は共同相続人の共有になるが、さらに、それらを含んだ遺産全体が共有の下に置かれるという二重の構成がとられ、後者によって金銭債権・債務も分割の対象に取り込まれることになる」とする。次に、「相続開始後遺産分割前においては、第三者と関係しないかぎり、共同相続人の間では、各共同相続人は遺産に属する個々の財産についての持分権に基づいて共有物の分割を求めることはできない」とする。こうして、「遺産全体が共同相続人の共有の下に置かれているが、遺産分割では、金銭債権・債務、有体動産、不動産を含めて、相対的観点から、具体的公平を考慮しながら、総合的、合理的な分配がなされる」とする³⁹⁾。すなわち、有地は、遺産共有には二重性があり、対外的には分割承継されても、共同相続人の間では遺産分割の対象となる、と解する。

さらに、品川孝次は、遺産に属する債権の共同相続を考えるときに、「265条の所謂準共有を通常の債権についても認めることを前提として」、「あくまで債権の共同的帰属の一形態として考えるのであるから、直線的に当

然分割債権なり不可分債権になるはずがなく、準共有ないし(準)共有持分の基本構成は通常の共有に準じて考えられるべきであり、またその性質の許す範囲で共有の規定が準用されることになる」とする。そうして具体的には、「債権の準共有とは、各共有者のもつ債権が一定の割合で制限し合って、その内容の総和が一箇の債権の内容と等しくなっている状態である。各共有者は同一給付を目的とする他の債権によって量的制限された一箇の債権=持分債権をもち、それを自由に譲渡し、それに担保物権を設定し、それに対する差押えが可能である。共有債権の保存・管理については共有規定が準用される」とする。他方で、「債権の準共有が債権の共同関係である以上、多かれ少なかれ多数当事者の債権関係の規定の類推適用をうけることになる」とする。具体的には、「共有債権の請求・弁済関係や一人の債権者について生じた事由の他の債権者に及ぼす影響などについては原則として民法427条以下の規定が準用される」とする。したがって、「債権の準共有は、その内容構成に関して、共有規定および多数当事者の債権関係の規定の二面からの規制をうけることになる」とする。品川は、このような理論構成は、「共有の客体が可分債権であっても基本的に変わりはなく、それが主体の数に応じて終局的に分割され各共有者に全く独立的に分属してしまうのではない」と考える⁴⁰⁾。品川は、預貯金債権のような可分債権の保存・管理については共有規定が準用される、と解していると思われる。

品川と同様に、同じく可分債権の準共有説をとる米倉明は、「遺産共有の特殊性(その暫定性、総合的分割への志向)に、および、民法の用意している相続法の規定にいつそう適合した処理を導き得る」法的構成を試みるべきである、とする。債権の準共有説の根拠は、898条、899条および264条にある、とする。可分債権の分割承継説は、427条が、

264条但書の「法令に特別の定めがあるとき」に当たる、と解して、可分債権が分割承継される、とするが、米倉は、「可分債権が相続された場合における共同相続人間の関係には、264条但書を介して相続法が適用され、従って、当然分割帰属ではなく、遺産分割前は準共有であって、遺産分割を経て帰属が決まることになる」とする。すなわち、「遺産分割前における債権者と債務者との関係および債権者間の関係についてもまず相続法の規定が探求され、そこに適切な規定が見出されない場合には物権法の共有規定の準用が試みられるべきである」とする。具体的に、可分債権の帰属面については、「準共有にかかる債権そのものの処分（例えば譲渡）については全員の同意を要し（251条準用）」、「債権からの収益分配、…債権の保存・利用方法の決定（管理についての決定）については多数決によるのが原則である（252条準用）」とする。可分債権の行使面についても、「準共有にかかる債権の行使が債権を消滅させることに連なり、一種の法律的变化に当たるととらえて、債権の行使は全員の同意の下においてのみ許されるというべきである（251条準用）」とする⁴¹⁾。米倉は、債権の準共有説を解釈論的に明確にして、品川説をさらに徹底させた。

本決定の裁判官の1人であった岡部喜代子は、共同相続による相続財産は、各相続人の共有に属し、可分債権は当然分割される（427条）、と解する。そうして、遺産分割の対象財産は、相続開始時に存在した全遺産であり、分割帰属した可分債権も当然それに含まれる、とする。その（具体的相続分に応じた）相続の仕方としては、（可分債権が分割帰属し、すでに支払われてしまったとしても、）「分割すべき財産あるいは分割すべきであった相続財産を計数上分割の対象財産（計数上の対象財産…）として計上」するべきである、として、このことによって、「計数上全遺産を

具体的相続分によって分割できる」とする。具体的には、遺産分割時に「存在する遺産のみについてその帰属を定め、その他は債務負担による調整を行う」とした。こうして、岡部は、「可分債権は相続開始と同時に法定相続分によって分割されるが、遺産分割時にこれを計数上の対象財産とすることによって具体的相続分に応じた遺産分割ができることになる」とした⁴²⁾。

合有説をとる中川善之助・泉久雄は、預貯金債権のような可分債権についても、「合有的観点からすれば、債権は可分不可分を問わず、先ず相続財産に帰属するものと考えべき」であり、共同相続人の持分は「通常の準共有の如く独立性をもたず、いわば仮の分け前である」。したがって、可分債権も、「恰も不可分債権のように、共同相続人に帰属するのであって、相続開始と同時に、当然分割されるものではない」とする⁴³⁾。そもそも、現在、遺産共有の法的性質について、合有説をとる学説は少ない⁴⁴⁾。

預貯金債権のような可分債権の分割承継説を制限する判例や裁判例の登場とともに、学説もそれに従った展開をしていく

伊藤栄寿は、本決定以前の最高裁判決による問題提起から、預金債権を可分債権と考えるか不可分債権と考えるかという問題設定自体が不相当であり、預金契約の内容、預金種別に即して、預金債権の共同相続について検討が必要である、とした⁴⁵⁾。

また、川地宏行は、「預金債権の共同相続の問題を預金契約上の地位の相続と捉え直し、預金契約上の地位ならびに預金契約上の預金債権と解約権は共同相続人に準共有され、預金債権は遺産分割の対象となる。預金契約（預金口座）の解約権ならびに預金債権の行使は共有物の変更として共同相続人全員の同意が必要であり、払戻金は共同相続人の共有となる」とする⁴⁶⁾。

さらに、窪田充実は、可分債権である金銭

債権一般を対象として、「金銭債権についても、遺産分割の対象とすることが実質的にも適切だ」として、そのためには、法改正が望ましいが、「現行法の解釈としても民法264条ただし書の『特別の定め』を相続法に規定されたルールと解することで実現が可能」である、とする。すなわち、「遺産分割前の金銭債権は、共同相続人に準共有され、共同相続人全員の同意を得ないと行使することができないと解する立場が説得的」である、として、このことは、金融機関での「預金の払戻においては実質的に同様の手順が求められているのであり、また、遺産分割は共同相続人の中でなすべきものなのであるから、このような考え方をルールとして導入することは、現在の状況に極端な変化をもたらすものではなく、その〔共同相続人の〕負担も合理的な範囲内のものだと考えられる」とする⁴⁷⁾。

学説は、当初、共有説・合有説の枠組みのなかで、論理的に、預貯金債権のような可分債権の取扱いを論じていたが、(預貯金債権のような)可分債権を発生させる(預貯金)契約の法的性質や内容に着目した(金融実務に配慮した)判例や裁判例の登場とともに、その枠組みで当該問題について検討を行うようになった。

なお、金融実務では、被相続人(死者)の預貯金債権の払戻しについては、遺言や遺産分割協議書がないときには、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本を揃えて、共同相続人を確認し、その上で、共同相続人全員の署名・捺印(住民票の写し)が要求されている⁴⁸⁾。

6. 本決定の検討

本決定は、預貯金一般の性格などを踏まえつつ、各種預貯金契約に基づく預貯金債権の内容及び性質から、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、い

ずれも、共同相続人の合意の有無にかかわらず(その合意がなくても)、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる、としたものである⁴⁹⁾。その理由は、①遺産分割においては、被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続上の観点から、現金のように、遺産分割の方法を定めるに当たって調整に資する財産を遺産分割の対象とする要請があること、②預貯金契約は、消費寄託契約であると同時に、委任事務または準委任事務としての性質を有しており、預貯金は、確実かつ簡易に換価することができる、という点で、現金との差をそれほど意識させない財産であること、③共同相続の場合に、一般の可分債権が分割承継される、という理解を前提としつつも、金融実務上は、遺産分割手続の当事者の同意を得て、預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が広く行われていること、その上で、④預貯金の内容および性質の検討から、預貯金債権は相続開始と同時に分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である、とされた。本稿「4. (2) 判例と裁判例の整理」で確認したように⁵⁰⁾、本決定は、近年の判例・裁判例を受け継いだものである。その理由づけは、預貯金契約上の地位の準共有という法理論的な理由づけは含むもの—もっとも、そこから、預貯金契約が準共有となり、それが、なぜ遺産分割の対象となるのかは、論理必然的には出てこない—、遺産分割手続からの要請や金融実務への配慮といった実務的な理由が強いように思われる。

本判決には、裁判官岡部喜代子の補足意見、裁判官大谷剛彦、小貫芳信、山崎敏充、小池裕、同木澤克之の補足意見、裁判官鬼丸かおる、木内道祥の補足意見、裁判官大橋正春の意見がある。繰り返しになるが、各裁判官の意見について、少し詳しくみてみよう。

岡部裁判官は、「預貯金債権も当然に分割

される可分債権に含まれると考えてきた」自説⁵¹⁾を変更して、「最高裁判所が権利の性質を詳細に検討して少しずつ遺産分割の対象財産に含まれる権利を広げてきたという経緯、預貯金債権も遺産分割の対象とすることが望ましいとの結論の妥当性、そして上記のとおり理論的にも可能であるという諸点から」、多数意見に賛同する。ただし、「当然に分割されると考えられる可分債権はなお各種存在し、預貯金債権が姿を変える場合もあり得るところ、それらについては…〔自説に従って〕具体的相続分の算定の基礎に加えるなどするのが相当であると考え」として、多数意見の結論は、「預貯金債権について共同相続が発生した場合に限って認められるものである」とする。

大谷裁判官、小貫裁判官、山崎裁判官、小池裁判官、木澤裁判官の補足意見は、多数意見の考えを認めつつ、多数意見の考えの運用の結果、生じうる不都合を回避するための法的手段（仮分割の仮処分）の検討が必要である、とする。すなわち、「預貯金債権が遺産分割の対象となると、遺産分割までの間、共同相続人が共同して行使しなければならないことになり、預貯金債権を遺産分割の前に払い戻す必要があるにもかかわらず、共同相続人全員の同意を得ることができない」事態が生じて、不都合が生じることがある。このような事態に対して、遺産分割の審判事件を本案とする保全処分として、「特定の共同相続人の急迫の危険を防止するために、相続財産中の特定の預貯金債権を当該共同相続人に仮に取得させる仮処分（仮分割の仮処分。家事事件手続法200条2項）などを活用すること」が可能だが、預貯金を払戻しの類型に応じて、保全の必要性など、保全処分が認められるための要件や疎明のあり方が検討される必要がある、とした。

鬼丸裁判官も、多数意見に従うが、私見として、多数意見が述べるように、預貯金「債

権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在するのであるから、相続開始後に被相続人名義の預貯金口座に入金が行われた場合、上記契約の性質上、共同相続人は、入金額が合算された1個の預貯金債権を準共有することになる」と解する。その結果、相続開始後の預貯金債権の増加分も含めた全体が遺産分割の対象となる、と解することができる、とされる。このように解すると、「〔1〕相続開始後に相続財産から生じた果実、〔2〕相続開始時に相続財産に属していた個々の財産が相続開始後に処分等により相続財産から逸出し、その対価等として共同相続人が取得したいわゆる代償財産（例えば、建物の焼失による保険金、土地の売買代金等）、〔3〕相続開始と同時に当然に分割された可分債権の弁済金等が被相続人名義の預貯金口座に入金された場合〔すなわち、預貯金債権になった場合〕も、これらの入金額が合算された預貯金債権が遺産分割の対象となる」とする。「この場合、相続開始後に残高が増加した分については相続開始時に預貯金債権として存在したものではないところ、具体的相続分は相続開始時の相続財産の価額を基準として算定されるものであることから（民法903条、904条の2）、具体的相続分の算定の基礎となる相続財産の価額をどう捉えるかが問題」となる、として、この点については、「相続開始時の預貯金債権の残高を具体的相続分の算定の基礎とすることが考えられる一方、上記〔2〕、〔3〕の場合、当該入金額に相当する財産は相続開始時にも別の形で存在していたものであり、相続財産である不動産の価額が相続開始後に上昇した場合等とは異なるから、当該入金額に相当する相続開始時に存在した財産の価額を具体的相続分の算定の基礎に加えることなども考え得る」とする。「もっとも、

具体的相続分は遺産分割手続における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するのであるから(最高裁平成11年(受)第110号道12年12月24日第一小法廷・民集54巻2号523頁参照)、早期にこれを確定することが手続上望ましいところ、後者の考え方を採る場合、相続開始後の預貯金残高の変動に応じて具体的相続分も変動し得ることとなり、事案によっては具体的相続分の確定が遅れかねないなどの遺産分割手続上の問題が残される」として、「共同相続人間の実質的公平を図るという見地から、従来の実務の取扱いとの均衡等も考慮に入れて」、今後、検討が必要である、とした。

木内裁判官も、多数意見に賛同して、預貯金債権は、「支払の確実性、現金化の簡易性等に照らし」、「その額面額をもって価額と評価することができることからしても、共同相続人全員の合意の有無にかかわらず遺産分割の対象となると考える」とする。他方で、私見として、債権については、「その有無、額面額及び実価(評価額)について共同相続人全員の合意がある場合を除き、一般的に評価が困難というべきである」として、「債権を広く一般的に遺産分割の対象としようとすると、各相続人の具体的相続分の算定や取得財産の決定が困難となり、遺産分割手続の進行が妨げられ、その他の相続財産についても遺産分割の審判をすることができないという事態を生ずるおそれがある」とし、このように「相続財産に対する各相続人の権利行使が制約される状態が続くことは、遺産分割審判制度の趣旨に反する」ものである、とした。したがって、「額面額をもって実価(評価額)とみることができない可分債権については、上記合意がない限り、遺産分割の対象とはならず、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるものと解するのが相当である」として、遺産分割の対象とならない上記可分

債権は、903条および904条の2の「相続開始の時ににおいて有した財産」には含まれないと解した。

大橋裁判官は、多数意見の結論には賛成するが、その理由については異にする、という。問題は「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割される可分債権を遺産分割において一切考慮しないという現在の実務(以下「分割対象除外説」という。)にある」とする。そうして、大橋裁判官は、「可分債権を含めた相続開始時の全遺産を基礎として各自の具体的相続分を算定し、これから当然に分割されて各自が取得した可分債権の額を控除した額に応じてその余の遺産を分割し、過不足は代償金で調整するという見解(以下「分割時考慮説」という。)を採用すべき」と主張する。その理由は、「遺産の分割は、遺産全体の価値を総合的に把握し、これを共同相続人の具体的相続分に応じ民法906条所定の基準に従って分割することを目的とするものであり(最高裁昭和47年(オ)第121号同50年11月七日第二小法廷判決・民集29巻10号1525頁参照)、ここにいう『遺産全体』が相続開始時において被相続人の財産に属した一切の権利義務(同法896条)を指すことには疑問がない。したがって、遺産分割とは、相続開始時において被相続人の財産に属した一切の権利義務を具体的相続分に応じて共同相続人に分配することであるといえる。これに対して、分割対象除外説は、遺産を構成する個々の相続財産の共有関係(同法898条)を解消する手続が遺産分割であると捉え、かつ、可分債権について共有関係が生じないと解して、可分債権は遺産分割の対象とならないものとする。しかし、個々の相続財産の共有関係を解消する手続は、遺産全体を具体的相続分に応じて共同相続人に分配するという遺産分割を実現するための手続にすぎないのであるから、この意味における遺産分割の適切な実現を阻害する分割対象除外説を採用するこ

とはできず、分割時考慮説が正当なものと考えられる」とする。また、分割対象除外説をとると、「遺産分割時に預貯金が残存している場合には、具体的相続分に応じた分配をすることができるのに対し、共同相続人の1人が被相続人の生前に無断で預貯金を払い戻した場合には、被相続人が取得した損害賠償請求権又は不当利得返還請求権について具体的相続分に応じた分配をすることができない」。これに対して、分割時考慮説によれば、「後者の場合においても具体的相続分に応じた分配をすることができ、結果の衡平性という点においてより優れている」とする。さらに、「法律の専門家でない一般の被相続人としては、遺産を構成する債権が可分債権であるか否かによって結果は異ならないと期待していたと考えるのが自然である」。したがって、分割対象除外説は被相続人の期待に反する結果を生じさせる、とする。こうして、大橋裁判官は、分割対象除外説に基づく原決定を破棄し、分割時考慮説に基づく本決定は相当であると考える。

もっとも、大橋裁判官は、「普通預金債権及び通常貯金債権を準共有債権とすると、…被相続人の生前に扶養を受けていた相続人が預貯金を払い戻すことができず生活に困窮する、被相続人の入院費用や相続税の支払に窮するといった事態が生ずるおそれがあること」から、「普通預金債権及び通常貯金債権を可分債権とする判例を変更してこれを準共有債権とすることには賛成できない」とする。

各裁判官の補足意見と意見の関係を整理する。

預貯金債権が遺産分割の対象となると、被相続人の葬儀費用の支払いや、被相続人と生活を共にしていた相続人の生活費の払戻しなど、遺産分割前に預貯金債権を払い戻す必要が生じた場合に、共同相続人全員の合意がないために、預貯金を払い戻せないという不都合が生じる可能性がある。このような場合に

備えて、大谷裁判官、小貫裁判官、山崎裁判官、小池裁判官、木澤裁判官は、「特定の共同相続人の急迫の危険を防止するために、相続財産中の特定の預貯金債権を当該共同相続人に仮に取得させる仮処分(仮分割の仮処分。家事事件手続法200条2項)などを活用すること」を提案する。他方、この問題に対して、大橋裁判官は、このような不都合が生ずることから、預貯金債権を準共有債権とすることには反対して、従来どおり、相続人の可分承継されることを認めている(もっとも、払い戻されたとしても、具体的相続分の算定の際に考慮する、という分割考慮説を採用する)。

鬼丸裁判官は、相続開始後に被相続人の預貯金口座に入金があった場合、共同相続人は当該預貯金口座を準共有することになり、したがって、遺産分割の対象となる、とした。もっとも、この場合、預貯金の残高の変動によって、具体的相続分も変動することとなり、具体的相続分の確定が遅れるなど、遺産分割手続の問題が生じうる、としている。判例は、相続開始後の預貯金債権への入金も含む代償財産の取扱いについて、遺産分割の対象に含まれない、としており(相続開始後の相続不動産の売却代金債権について最判昭和54年2月22日家月32巻1号149頁(前掲【5】)、相続開始後の賃料債権について、最判平成17年9月8日民集59巻7号1931頁(前掲【16】))、本決定(および本補足意見)が、当該判例にどのような影響を及ぼすのかは、今後、検討されるべきである(今後の判例が待たれる)。

預貯金債権以外の可分債権について、木内裁判官は、共同相続人の合意がない限り、遺産分割の対象とはならず、相続開始と同時に分割されると解するのが相当である、とする。岡部裁判官もおそらく同旨だが、それについては、具体的相続分の算定に加えるべきである、とする。他方で、大橋裁判官は、預貯金債権をも含む、すべての可分債権が分割承継されるが、すべての可分債権が具体的相続分

の算定に加えらるべきであるとする。大橋裁判官は、前述のように、預貯金債権を払い戻せない相続人の不都合を避けるために、預貯金債権を、本決定のごとく、準共有債権とすることには賛成できず、可分債権であると主張する。

7. まとめ

以上、確認したように、本決定は、預貯金債権も、相続開始と同時に当然に分割されるのではなく、遺産分割の対象となる、というものであった。最近の判例や裁判例の内容を受け継ぐものであり、金融実務に配慮したものである、ということができ⁵²⁾。

本決定には賛成である。しかし、本決定の理由づけについては、最近の判例や裁判例にも言えるのだが、法理論的な理由づけが不足しているように思われる。たとえば、前述のように、預貯金契約の準共有から、預貯金債権の準共有、そして、それが遺産分割の対象となることの法理論的な考察がなされていないように思われる。そもそも、この問題は、遺産分割の対象、さらには、遺産共有の法的性質（さらには相続分の法的性質（法定相続分なのか、具体的相続分なのか））をどう考えるかに関わる問題である。したがって、この問題を考えていくためには、原点に立ち返って、遺産共有の法的性質をどう考えていくべきか、ということから、法理論的に考察を進めていくべきではないかと考えている。その際に参考になると考えるのが、「5. 学説」で挙げた米倉明の考え方である⁵³⁾。

ところで、大谷裁判官、小貫裁判官、山崎裁判官、小池裁判官、木澤裁判官の補足意見でも取り上げられているように、共同相続人に単独で預貯金の払戻しをする必要性が生じた場合に、共同相続人はどのようにしたら良いか、金融機関はどのように対処していったら良いか、については、喫緊に解決しなければ

ならない問題である。

【補論 相続法改正について】

本決定（最大決平成28年12月19日）により、被相続人の預貯金債権は遺産分割の対象とされた⁵⁴⁾。本決定が出される以前から、相続法の改正が議論されており、本決定が出された後で、本決定の内容も取り込むかたちで、条文の改正と新設が行われた（「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）」、一部の規定を除き、2019年7月1日から施行⁵⁵⁾）。

本決定により、相続人に、相続債務、葬儀費用や生活費の需要が生じたとしても、相続人が単独で、被相続人の預貯金債権の払戻しを求めることができなくなった⁵⁶⁾。このような不都合に対して、遺産分割前の預貯金債権について、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する家事事件手続法200条の改正とともに、家庭裁判所の判断を経ずに、預貯金債権の一部の払戻しが認められるように、民法909条の2が新設された。

909条の2は、各共同相続人は、遺産分割前に、裁判所の判断を経ずに、遺産に属する預貯金債権のうち、①相続開始の時の債権額の3分の1に法定相続分を乗じた額について、②標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用額、その他の事情を勘案して、預貯金債権の債務者（金融機関）ごとに法務省令で定める額を限度として、単独で預貯金債権を行使できることを認めた⁵⁷⁾。②の限度額は、平成30年法務省令第29号（「民法909条の2に規定する法務省令で定める額を定める省令」）により、150万円とされる。また、909条の2によって共同相続人が単独で行使した預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割により、これを取得したものとみなされる、とされた（909条の2、907条も参照）。すなわち、後の遺産分割調停・審判において、当該共同相続人は、909条の2

によって、既に具体的相続分の一部の満足を得ているものとみなされ、払戻によって具体的相続分よりも多くの財産を得ていた場合には、清算義務を課されることになる。

また、本決定で、大谷裁判官、小貫裁判官、山崎裁判官、小池裁判官、木澤裁判官が補足意見で言及していた仮分割の仮処分について、従前は、家事事件手続法200条2項に基づき、①遺産の分割の審判または調停の申立てがあった場合に、②事件の関係人の急迫の危険を防止するために必要があるときには、③当該申立人またはその相手方の申立てによって、(④申立人が当該遺産を取得する蓋然性があれば、)仮処分の申立てをして、仮分割を求めることができた。本決定以降に、相続法改正とともに、家事事件手続法200条3項が新設されて、2項に規定するもののほかに、①遺産の分割の審判または調整の申立てがあった場合に、②相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁、その他の事情により、遺産に属する預貯金債権の行使が必要であると認められるときには、③他の共同相続人の利益を害さない限りで、④当該申立人またはその相手方が、遺産に属する特定の預貯金債権の全部または一部を仮に取得することができる、とされた⁵⁸⁾。②は例示規定とされ、葬儀費用、相続税の支払い、相続財産の保存・管理費用の支払いなども含まれる、とされる。③については、家事事件手続法200条2項の要件②である事件の関係人の「急迫の危険を防止する」必要性を緩和したものであり、一般的に、申立人の法定相続分の範囲内で、預貯金債権を仮に取得させることになるだろう、と言われている。

この二つの制度は、一方で、各共同相続人が遺産から公平に財産の分配を受ける機会を確保し(共同相続人間の公平性の確保)、他方で、遺産が分割されるまでの間、各共同相続人の生活に支障がないように、最低限の手当てがなされたもの(相続人の資金需要の必

要性への対応)と捉えることができる、とされる⁵⁹⁾。

しかし、909条の2は、払戻を受けた預貯金の用途を問うことなく、払戻しを認めることから、様々な用途のために用いられることになり、払戻しの上限が定められていることから、各共同相続人の資金の需要を満たせない可能性もある。このことから、909条の2は、共同相続人の利益の保護を目的とした制度というよりも、遺産分割前に共同相続人の1人に、被相続人の預貯金を払い戻す金融機関のリスク回避、免責の保証を目的とした制度になっている、との評価もなされている⁶⁰⁾。

また、909条の2によれば、相続開始後に、当該預貯金の残高が何らかの事情で増加した場合について、どうなるかは今後の判例・学説の展開を待つことになる。

ところで、909条の2により預貯金債権の払い戻しを受けた共同相続人は、遺産の一部の分割によりそれを取得したものとみなされることになったが、そうした手続きを経ずに、遺産の一部を処分した共同相続人が利得を得ることは正当化できないことから、906条の2が新設された。すなわち、906条の2は、1項で、遺産分割前に、遺産に属する財産が処分された場合、共同相続人は、その全員の同意によって、当該処分された財産が遺産分割時に遺産として存在するものとみなすことができる、とした。相続開始後、遺産分割前に処分された遺産の価額を、相続開始時に有した財産の価額、すなわち、遺産分割の対象財産の価額に含めるものである。2項では、遺産に属する財産を処分した当該共同相続人については、その同意を得る必要はない、とされた。たとえば、909条の2のような正式な手続きを経ないで、遺産の一部の財産を処分した共同相続人については、その同意を取る必要はないと考えたのである。

(了)

- 36) 学説の整理については、谷口知平・久貴忠彦『新版 注釈民法(27)相続(2) [補訂版]』(有斐閣, 2013年) 6頁以下〔右近建男〕, 93頁以下〔宮井忠夫・佐藤義彦〕, 岡部喜代子「可分債権の遺産分割」法研72巻12号498頁以下などを参照。
- 37) 柚木馨「共同相続財産の法的性質」(中川善之助教授還暦記念 家族法大系刊行委員会『家族法大系VI(相続(1))』(有斐閣, 1960年)) 168・169頁。
- 38) 青山道夫『家族法論』(法律文化社, 1958年) 294頁。
- 39) 有地亨「遺産分割と債権, 債務」家月45巻9号11頁以下, 特に14-16頁。林良平「遺産共有と遺産分割」(明山和夫編『現代家族法の課題と展望』(有斐閣, 1982年) 257頁以下も同旨。
- 40) 品川孝次「遺産『共有』の法律関係」(小山昇他編『遺産分割の研究』(判例タイムズ社, 1973年) 24-26頁。
- 41) 米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続—当然分割原則なのか—」法学雑誌ターノンヌマン6号38頁以下, 特に41頁以下。
- 42) 岡部「可分債権の遺産分割」法研72巻12号494頁, 492頁, 486頁, 484・483頁, 480頁。
- 43) 中川善之助・泉久雄『相続法 [第4版]』(有斐閣, 2000年) 217頁以下, 特に231頁。
- 44) 小粥太郎「遺産共有法の解釈—合有説は前世紀の遺物か」論究ジュリ10号112頁以下は, 遺産共有における合有説の可能性について検討している。
- 45) 伊藤栄寿「共同相続における預金債権の取扱い」名法250号155頁以下, 特に180・181頁。
- 46) 川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と払戻」名法254号936・937頁, 930頁以下に, 川地の私見が詳細に示されている。なお, 川地は, 共同相続人の同意を得ていない相続人に預金を払い戻した金融機関(債務者)の免責のために, 478条の適用についての私見を提示している。川地「共同相続における預金債権の帰属と払戻」933・934頁を参照。
- 47) 窪田充実「金銭債務と金銭債権の共同相続」論究ジュリ10号123頁以下, 特に125頁(同「金銭債務と金銭債権の共同相続」(水野紀子編『相続法の立法的課題』(有斐閣, 2016年)も同旨)。窪田は, 共有説を前提として, 預貯金債権(可分債権)の「準共有」となる, と解する米倉説を支持するものと考えられる。
- 48) 谷口・久貴編『新版 注釈民法(27)』7頁〔右近〕を参照。須磨美博「法定相続分の預金払戻請求への対応」金法1595号10・11頁を参照。葬儀費用などを支払うために, 共同相続人が被相続人の預貯金の一部払戻しを求めてきた場合に, 金融機関は, 共同相続人から, その事情を聴取した上で, 便宜的に支払請求に応じることがあった(便宜払い。笹川豪介「預貯金債権の相続に関する最高裁決定を受けた理論と実務」金法2059号12・13頁, 佐藤亮「相続預金の払戻し等における金融機関の実務対応」銀法810号13頁を参照)。
- 49) 拙稿「預貯金債権の共同相続について—最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の検討を通じて(1)—」北星論集57巻2号125頁以下, 同「預貯金債権の共同相続について—最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の検討を通じて(2)—」北星論集58巻2号95頁以下, 同「預貯金債権の共同相続について—最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の検討を通じて(3)—」北星論集59巻1号115頁以下を参照。
- 50) 拙稿「預貯金債権の共同相続について(3)」北星論集59巻1号115頁・116頁。
- 51) 本文197頁(岡部「可分債権の遺産分割」法研72巻12号494頁, 492頁, 486頁, 484・483頁, 480頁)を参照。
- 52) 本決定は, 金融実務界からは, 好意的に受け入れられている。例えば, 「相続預金の可分性に関する最高裁大法廷判決を受けて—各界からのコメント—」金法2058号14頁以下, 浅田隆他「11の事例から考える相続預金大法廷決定と今後の金融実務」金法2063号6頁以下, 「相続預貯金をめぐる最高裁大法廷決定と金融機関の対応」銀法810号8頁以下を参照。
- 53) 本文196・197頁。
- 54) 本決定については, 本稿執筆以降も多数の評釈が出されている。たとえば, 西希代子「判批」金法2073号11頁, 鈴木尊明「判批」新・判例解説Watch21号81頁, 渡邊泰彦「判批」新・判例解説Watch21号107頁, 齋藤毅「判解」曹時69巻10号308頁, 川地宏行「判批」民商153巻5号716頁, 太田幸夫「判批」駿河台31巻1号185頁, 上田智彦「判批」判タ1441号17頁, 金子敬明「判批」リマークス56号62頁, 羽生香織「判批」判評709号(判時2356号)164頁, 谷口安史「判批」金法2084号36頁, 白石大「判

批」別冊ジュリ239号134頁、宮本誠子「判批」ジュリ1518号85頁、竹治ふみ香「判批」同法70巻2号395頁、長谷川誠「判批」公証法学47号61頁、山森悠生「判批」関西ロー14号36頁など。

(潮見『詳解 相続法』173頁)。

- 55) 相続法改正の経緯とその内容などについては、「特集 相続と取引社会」ジュリ1491号14頁以下、「特集 現代相続法の課題」論究ジュリ10号96頁以下、「特集 相続法改正と実務」ジュリ1526号14頁以下、「連載 相続と法実務」ジュリ1530号60頁以下・以降連載、「特集 相続法改正と相続制度の転換 (1)」民商法雑誌155巻1号1頁以下、「特集 相続法改正と相続制度の転換 (2)」民商法雑誌155巻2号262頁以下、齋藤毅「預貯金の共同相続に関する幾つかの問題」判タ1460号5頁以下や、潮見佳男「詳解 相続法」(弘文堂、2018年)、潮見佳男他編著「Before/After 相続法改正」(弘文堂、2019年)、大村敦志・窪田充実変「解説 民法(相続法)改正のポイント」(有斐閣、2019年)などを参照。

また、相続法改正の銀行実務への影響については、たとえば、「特集 相続法改正と実務対応」金法2085号34頁以下、「連載 改正相続法の要点 (1)」金法2099号8頁以下・以降連載、片岡雅「銀行実務の観点から」ジュリ1526号55頁以下を参照。

- 56) 私事であるが、2019年に立て続けに父母を亡くして、この不都合と、金融機関から求められる手続きの煩瑣さを実感したところである。もっとも、金融機関からすれば、過誤払いや相続争いに巻き込まれる危険を避けるために、厳格な手続きを求めるのも理解できるところである。
- 57) 本条の具体的な運用の仕方については、たとえば、松本智子「分割前の預貯金債権行使」(潮見他編著「Before/After 相続法改正」)34-39頁を参照。
- 58) 本条の具体的な運用の仕方についても、たとえば、松本「家事事件手続法の一部改正」(潮見他編著「Before/After 相続法改正」)40-43頁を参照。
- 59) 潮見「相続法改正による相続制度の変容」民商155巻1号24頁。
- 60) 潮見「相続法改正による相続制度の変容」民商155巻1号25頁。家事事件手続法200条3項による仮分割の仮処分による預貯金債権の支払いについても、有効な弁済として認められる

